

山梨県公報

第二千五百三十七号

平成二十七年

八月二十四日

月曜日

公 告

一番の六地先から
南都留郡富士河口湖町小立字鼻曲石二七二
〇番の一地主まで

新	一八・六	
一六・〇	九一・五	一〇〇・〇

目 次

○道路の区域変更	五七七
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)	五七七
○個人情報保護条例の施行状況	五七八
○行政文書の開示の実施状況	五七八
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)	五七八
公安委員会	
○山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	五八一

告 示

山梨県告示第二百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年九月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 鳴沢富士河口湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町船津字西蛇石一七九	旧	一六・〇	一〇〇・〇

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人災害危機対応ネットワーク

2 代表者の氏名 本 敏己

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡早川町保千七百五十一

4 定款に記載された目的

この法人は多くの自然災害に直面する国民の防災意識と災害危機意識を改善向上させることを目標としています。この法人は災害後の救援救助活動も重視する一方、災害発生時に生じる危機的状況に対し、冷静沈着に対処し、危機回避、危機管理を習得し臨機応変な自助行動ができる人々を育成することにより、地域社会の安全を確保し社会に貢献することを最終目標とする。

三 縦覧期間 平成二十七年八月十七日から同年十月十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人小春日和
 - 2 代表者の氏名 片山 庸子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市富浜町鳥沢二千七百番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害児者・高齢者等に対して、地域の中ででの生活をより充実させる為のサービスを提供すること及び、子供の心身ともに健全な発達を援助・支援に関する事業を行い、福祉・教育・保健の増進に寄与する事を目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年八月十七日から同年十月十六日まで

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十六年における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況
 - 個人情報保護取扱事務の登録の件数 一、〇一八件
 - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 一一、五五五件
 - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 一一、五五五件
 - 不服申立ての件数 一件
 - 不服申立ての処理状況 一件
 - 事業者の登録状況 八四三件
 - 事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
 - 知事 一五七件
 - 教育委員会 六、三六四件
 - 人事委員会 三一六件
 - 警察本部長 四、五五八件
 - 地方独立行政法人山梨県立病院機構 五五件
 - 公立大学法人山梨県立大学 一〇五件

● 行政文書の開示の実施状況
山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十七条第二項の規定により、平成二十六年における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 行政文書の開示の状況
 - 開示請求 六一四件
 - 開示決定 五五三件
 - 全部開示決定 一五九件
 - 一部開示決定 三九四件
 - 不開示決定 二四件
 - 取下げ 三七件
 - 不服申立て 二件
 - 不服申立てに対する裁決又は決定 一件
- 二 実施機関別の請求の状況
 - 知事 五一九件
 - 議会 二〇件
 - 教育委員会 二一件
 - 選挙管理委員会 一三件
 - 監査委員 二件
 - 公安委員会 二件
 - 公営企業管理者 三件
 - 警察本部長 三一件
 - 公立大学法人山梨県立大学 一件
 - 山梨県道路公社 二件

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号又は名称 有限会社興石建築
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目十番三十号
- 3 代表者の氏名 興石忠範
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第一〇三九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社巽建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小林千四百四十八番地
 - 3 代表清算人の氏名 塚原美子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二三）第一〇七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 荒井電設

- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市下吉田五丁目九番十九号
- 3 代表者の氏名 荒井忠重
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六〇〇七号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社穴水
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原千四百四十五番地三
 - 3 清算人の氏名 穴水滋規
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第六〇四三号
- 四 処分の内容 板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 豊栄組
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千四百五番地十二
 - 3 代表者の氏名 桑原豊
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九一八九号

- 四 処分の内容 とび・土工工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 伸和鉄工
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町上黒沢五百二十三番地一
 - 3 代表者の氏名 佐野伸一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八三四〇号
- 四 処分の内容 鋼構造物工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年六月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社峡南工業
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町岩間二千三百六十八番地
 - 3 代表者の氏名 米長守
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第五六一六号
- 四 処分の内容 大工工業、屋根工業、管工工業、タイル・れんが・ブロック工業、板金工業、ガラス工業、塗装工業、防水工業、内装仕上工業、熱絶縁工業、造園工業及び建具工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月六日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 戸栗建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町南部九千三百四十七番地
 - 3 代表者の氏名 戸栗榮一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二四）第八一七九号
- 四 処分の内容 土木工業、建築工業、大工工業、とび・土工工業、石工工業、屋根工業、タイル・れんが・ブロック工業、ほ装工業、しゅんせつ工業、塗装工業、防水工業、内装仕上工業、造園工業及び水道施設工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成二十七年七月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 遠藤建築
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町高田二千四百九十番地七
 - 3 代表者の氏名 遠藤日出雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四〇六二号
- 四 処分の内容 建築工業及び大工工業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年七月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 鈴木塗装店

2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町二千五百八十六番地一

3 代表者の氏名 鈴木勝美

三 許可番号 山梨県知事許可（般一―二―）第四〇四八号

四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十七年八月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 処分をした年月日 平成二十七年七月二十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号又は名称 栄工業有限公司

2 主たる営業所の所在地 韮崎市上ノ山二百六十番地

3 代表者の氏名 大久保弘二

三 許可番号 山梨県知事許可（般一―二―）第六一八九号

四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十七年七月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年八月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 小 野 堅太郎

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一

別表第三 山梨県警察署の部 穴山警察官駐在所の項中「韮崎市穴山町四三八五の二」を

「韮崎市穴山町四三二六の二」に改め、同表北杜警察署の部 日野春警察官駐在所の項中

「北杜市長坂町富岡二七八二の二」を「北杜市長坂町富岡二六の五」に改める。

附 則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番